

●香川県告示第70号

昭和54年香川県告示第263号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月27日

香川県知事 池田 豊 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
1 指定金融機関				1 指定金融機関			
(1) 略				(1) 略			
(2) 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等				(2) 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等			
名称		位置	取り扱う所等	名称		位置	取り扱う所等
本支店	出張所			本支店	出張所		
略				略			
丸亀支店		丸亀市	<u>西部子ども相談センター</u> <u>一、高等技術学校</u>	丸亀支店		丸亀市	高等技術学校
	丸亀市役所出張所	丸亀市			丸亀市役所出張所	丸亀市	
	塩屋出張所	丸亀市			塩屋出張所	丸亀市	
	フジグラン丸亀出張所	丸亀市			フジグラン丸亀出張所	丸亀市	
略				略			